令和7年度「学びへつなぐ地域型学習支援事業」 にかかる学習支援実施運営団体募集要領

1. 事業の趣旨

こどもの貧困の連鎖を防止するためには、家庭の経済的な事情等により学習機会を十分に得られていないこどもに対して、その機会を提供することが重要です。さらに、昨今、ほとんどの中学生が高校等へ進学する状況下において、いかに地域社会全体で効果的な学習支援を実施するのかが課題となっています。

本事業は、①高校受験・進学を目指した学習の場を提供すること、②高校受験・進学の先の目標として、社会人としてのなりたい自分を描けるように、先輩や大人と接する機会を提供すること、③地域全体でこどもを支える機運を醸成することを目的とし、これらの活動を無償で行う民間団体に対して補助金の交付及びその他運営にかかる支援を行うものです。

2. 対象団体

神戸市内の活動拠点又は神戸市内の地域課題への取組実績を有し、かつ学習支援事業を継続して実施できる地域団体(以下、「補助団体」という)

- ※ただし、以下に掲げる団体は対象外。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定められた暴力団員又は暴力団と密接な関係のある団体
- ・宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

3. 対象事業

(1) 事業対象者

経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生**1

(2) 実施内容

- ・受講生(中学生)の募集・受付・決定※2
- ・学習支援実施場所の確保(貸会議室での実施も可)
- ・講師・運営スタッフの手配(募集・研修含む)及び謝礼の支払い※3
- ・受講生に対して行う原則週1回以上の学習会※4
- ・本市が今後委託を予定している事業者との調整(詳細は「4. 学習支援実施運営にかかる支援とコーディネート」(予定)を参照)
- ・中学生に進学・就職等のイメージを持ってもらうことを目的とした取り組みの実施※5
- ・事業の効果検証を行うための受講生・保護者に対するアンケートの実施**6
- ・ 実施運営団体同士の情報交換会等への参加
- ・年度末に実施する成果報告会への参加及び報告資料の作成
- その他学習支援の実施運営にかかる事項

なお、受講生に対して行う全ての事項について、料金の徴収は行わないものとする。

(3) 実施エリア

神戸市東部(東灘区・灘区)
神戸市中部(中央区・兵庫区・長田区)
神戸市西部(須磨区・垂水区)
神戸市北区
神戸市西区
1団体
1団体
1団体

- *1 各団体 20~30 名の受講生(応募多数の場合は中学3年生を優先)に対応できるようにすること。毎回、部活動等により受講できない中学生が一定数いることもふまえ、受け入れる受講者数を設定すること。一律の所得金額の制限は設けず、また、所得証明等の提出は求めません。
- ※2 補助団体の HP 等で受講生の募集を行い、補助団体において、受講希望者が学習支援を必要と する事情や背景を確認すること。

市が別途提示する受講生の決定にあたっての方針を踏まえ、総合的な判断のもと、受講生を決定してください。(必要に応じて受講希望者に対しヒアリングを行ってください。)

- ※3 学習支援の運営を行う中で、ボランティア講師の継続的な参加意欲を高める取り組み(ボランティア講師同士の交流など)の実施に努めること。
- ※4 概ね受講生2人につき1人の講師を手配し対面で行うこととし、受講生に対する学習指導等を行う時間を2時間30分以上確保すること。
- ※5 委託事業者が手配を行いますが(詳細は「4. 学習支援実施運営にかかる支援とコーディネート(予定)」を参照)、原則1か月に1回30分間の時間を確保し、当日の対応は各団体で行ってください。ただし、受験前の時期等、市の判断により実施を不要とする場合があります。具体的な日時については、委託事業者との調整が必要となります。
- **6 事業の効果検証のためのアンケートの雛形は市が提示するが、必要に応じ、団体において項目の追加を行っていただくことは可能。
- ※上記に関わらず、以下に掲げる事業は対象外。
 - ・営利を目的とした事業
 - ・政治的活動又は宗教的活動に該当する事業

4. 学習支援実施運営にかかる支援とコーディネート(予定)

市から「学習支援実施運営にかかるコーディネート等業務」の委託を受けた事業者が、補助団体の運営に対し、以下の支援を実施する予定。

(1) 運営に対する支援

- ・ボランティア講師・運営スタッフの募集にかかる支援
- ・ボランティア講師への専門研修に関する支援
- ・中学生に進路のイメージを持ってもらうことを目的とした、企業や大学生によるプレゼン テーションの手配
- ・その他、学習支援の実施運営のための助言・指導に関すること

(2) コーディネート業務

- ・補助団体を応援する企業の開拓及び応援企業とのマッチング
- ・補助団体とボランティア講師希望者とのマッチング
- ・SNS 等を活用した補助団体の活動内容にかかる広報

5. 補助率·補助限度額

補助率:100%

補助限度額:1団体あたり230万円

※千円未満の端数切捨て

※本事業の運営にかかった経費(以下、「6.補助対象経費」に記載の補助対象外経費含む)

から、国・兵庫県等の助成金を控除した額に対して、上記補助率・補助限度額により予算の範囲内で補助金を交付する。

6. 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、次の経費が補助対象となる。

費目	内容
人件費	ボランティアや外部講師の謝礼、交通費等
事業費	会場使用料・教材費・広報費・備品リース費・消耗品費・通信運搬費・ 模試の受験料・進路のイメージをもってもらうことを目的とした取組 にかかる費用 等
その他	その他市長が認める経費

※なお、以下の内容については、補助対象外。

団体の運営に要する経費(団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など)、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、通常よりも著しく高額な経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費及び他の補助・助成を受給している経費

7. スケジュール

(1) 公募要領等の配布開始 (神戸市HPにてダウンロード)	令和7年1月6日(月)
(2) 参加申請関係書類·質問受付期限	令和7年1月21日(火)
(3) 企画提案書の提出期限	令和7年2月4日(火)
(4) 選考及び選定結果通知	令和7年2月上旬~中旬(予定)
(5) 事業開始	令和7年4月 1日(火)
(6) 学習支援の開始	令和7年7月(予定)
(7) 事業終了	令和8年3月31日(火)

8. 参加申請関係書類の提出

(1) 受付期間

令和7年1月6日(月)から令和7年1月21日(火)の17時まで

- (2) 提出書類(以下に掲げる書類を各1部)
 - ①参加申込書(様式第1号)
 - ②神戸市内の地域課題への取組実績 (様式任意)
 - ※神戸市内に拠点を有する団体の場合は、団体の概要がわかる資料 (パンフレット等)でも構いません。

(3) 提出方法

電子メールによるデータの提出又は、持参もしくは郵送・宅配による紙資料(1部)の提出とする。

- ※電子メールの場合は、件名を「学びへつなぐ地域型学習支援事業に関する参加申込」と し、「16. 問い合わせ先及び送付先」宛に送付すること。また、必ず到着確認の電話連絡 を行うこと。
- ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日を除く9時~12時、13時~17時までの間に上記(1)に規定の期日までに必着とする。

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により、上記(1)に規定の期日までに「16. 問い合わせ先及び送付先」に必着とする。

(4) 参加の辞退

参加申し込み後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式5号)により、神戸市こども家庭局こども未来課に届け出ること。

9. 公募要領等に関する質問

(1) 受付期間

令和7年1月6日(月)から令和7年1月21日(火)の17時まで

(2) 提出方法

質問票(様式 21 号)に質問事項を記入し、「16. 問い合わせ先及び送付先」宛に電子メールで提出。件名は「学びへつなぐ地域型学習支援事業に関する質問」とすること。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

(3)回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則すべての質問事項について令和7年1月24日(金)までに、質問者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信するほか、本市ウェブサイトにて公開(ただし、秘密情報に関する質問・回答を除く)する。その際、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

(4) その他

神戸市の回答は、本要領を補足する効力を持つ。

10. 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和7年1月6日(月)から令和7年2月4日(火)の17時まで

- (2) 提出書類(以下に掲げる書類を各1部)
 - ①企画提案書(様式第2号)
 - ②団体の決算の状況がわかる資料 (様式任意)

※別途、上記「9.参加申込書の提出」に記載の書類の提出が必要。

(3) 提出方法

電子メールによるデータの提出とする。

※件名を「学びへつなぐ地域型学習支援事業に関する企画提案書」とし、「16. 問い合わせ先及び送付先」宛に提出すること。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

11. 補助団体の選定方法

- ・実施団体の選定にあたり、「審査会」において、事業計画の内容を企画提案(プレゼンテーション)していただきます。
- ・選考会の各委員の意見などを参考に上記「3.対象事業」の「(3)実施エリア」に記載の計6団体を選定し、書面で選定結果を通知します。
- ・採択された団体については、事業実施主体名を公表する。

<選定にあたっての評価項目>

- ・本業務の目的、内容を理解しているか
- ・業務遂行にあたっての体制は十分か
- ・事業実施の内容は適切か。学習支援が効果的なものになっているか
- ・受講生が参加しやすい実施場所や時間となっているか

- ・受講生の継続した参加につながるような工夫がされているか
- ・学習支援を必要とする中学生を本事業につなげられるよう地域や学校との連携が図られて いるか
- ・ボランティアの定着に向けた取り組みがされているか
- ・類似業務の実績を有しているか 等

12. 交付申請書の提出

採択された後、速やかに以下の提出書類を「16. 問い合わせ先及び送付先」宛に電子メールによりデータを提出すること。

<提出書類>

- ・交付申請書(様式第4号)
- · 事業計画書(様式第5号)
- · 収支予算書(様式第6号)

13. 事業報告

補助団体は、事業期間終了後1か月以内又は令和8年3月31日(どちらか早い日)までに、以下の書類を「16. 問い合わせ先及び送付先」宛に、電子メールによりデータを提出すること。

<提出書類>

- ・実績報告書(様式第13号)
- ・収支決算書(様式第14号)
- ・補助金の使途が確認できる資料

14. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求(様式第 17号)に基づいて交付する。

ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合は、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払い(様式第18号)にて交付する。

また、補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助 交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還すること。

15. その他

- ・補助金の対象となるのは、交付決定通知があった日以降に行う事業。交付決定日以前に着手(発注・支払等)した経費は補助対象外となります。
- ・虚偽の申請があった場合等には、補助金交付を取り消す場合がある。
- ・提出された各種申請書等については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合 がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・本募集は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく補助決定をしないことがあります。

16. 問い合わせ先及び送付先

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570

住 所:神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

電 話:078-322-6844

メール: kobe kodomomirai@city.kobe.lg.jp